

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律が施行されます

「特定都市河川浸水被害対策法」に基づく「特定都市河川」および「特定都市河川流域」に指定されると、浸水被害防止のための対策が強化され、総合治水の取り組みがより一層推進されます。



「特定都市河川浸水被害対策法」とは？

著しい浸水被害が発生するおそれがある都市部を流れる河川及びその流域について、流域の浸水被害を防止するため、雨水貯留浸透施設の整備や雨水流出抑制の規制等を行い、水害に強いまちづくりを推進する法律です。

大和川流域では、以前より条例により開発行為等に対して調整池等の設置を求めてきましたが、特定都市河川に指定されると以下の行為に対して雨水貯留浸透施設（調整池等）の設置及び知事等の許可が必要になります。

- 1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為(条例から変更なし)
- 大和川総合治水条例で調整池の設置を求めている行為の他に、下記のような資材置き場の造成や駐車場の整備等も対象になります
- 既に造成済みの土地や調整池を設置済みの土地でも利用方法の変更により対象となることがあります

対象となる行為（雨水浸透阻害行為）の例

□：現行 □：新たに設置が必要な行為

● 田畑（耕地）→ 宅地

● 田畑（耕地）→ 運動場

● 原野 → 資材置場（未舗装）

● 資材置場（未舗装）→ 駐車場